



熊本県公報

第13311号
令和6年(2024年)
3月5日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称変更..... (障がい者支援課) 1
- 熊本県少年保護育成条例に基づく少年に有害な図書(くらしの安全推進課)の指定..... 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新..... (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定..... (//) 2
- 道路の区域変更..... (道路保全課) 2
- 道路の区域変更..... (//) 3
- 道路の区域変更..... (//) 3
- 道路の供用開始..... (//) 3
- 道路の供用開始..... (//) 3
- 熊本都市計画下水道事業 嘉島公共下水道の事業計画変更認可..... (下水環境課) 4
- 樋合漁港漁港利用調整施設の指定管理者の指定..... (漁港漁場整備課) 4
- 牛深漁港漁港浄化施設の指定管理者の指定..... (//) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定..... (障がい者支援課) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定..... (//) 5
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録..... (森林整備課) 5
- 公共測量の実施..... (監理課) 5
- 令和5年度(2023年度)第4回熊本県観光審議会の開催..... (観光審議会) 6
- 「平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)」の一部改正..... (警察本部地域課) 6

告 示

熊本県告示第253号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和6年(2024年)3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
亀川薬局	医療機関の名称変更	株式会社 亀川薬局	亀川薬局	令和4年(2022年)7月1日

熊本県告示第254号

熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第9条第1項の規定により少年に有害な図書として令和6年(2024年)2月16日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年(2024年)3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種別	図書名 (発行所名)	コード番号	指定理由
有害 図書	裏マニアックス -極太裏事典- M E G A (株式会社三オブックス)	I S B N 9 7 8 - 4 - 8 6 6 7 3 - 3 9 1 - 3	次のいずれかに該当し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
	実話ナックルズアーカイブス V O L . 2 実録 日本の裏社会 (株式会社大洋図書)	I S B N 9 7 8 - 4 - 8 1 3 0 - 4 7 0 8 - 7	(1) 著しく性的感情を刺激し、又は性的被害を誘発する。
	実話ナックルズ2月号 (株式会社大洋図書)	雑誌04877- 2	(2) 著しく粗暴性又は残虐性を助長する。 (3) 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発する。

熊本県告示第255号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
亀川薬局 天草市亀場町亀川1681番地1	令和6年（2024年）3月 1日

熊本県告示第256号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
くろひじ薬局 球磨郡多良木町大字黒肥地1613番地6	令和6年（2024年）3月 1日

熊本県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年（2024年）3月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字赤崎 617番2地先から	前	14.2 ～ 48.5	112.5	単道施
		同所 627番10地先まで	後	13.3 ～ 23.4		

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）3月5日

熊本県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年（2024年）3月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	坂瀬川鬼池港線	天草市五和町手野一丁目字横野 1556番8地先から 同所 1556番8地先まで	前	5.5 ～ 8.0	6.8	災害防除
			後	7.8 ～ 9.3		

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）3月5日

熊本県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年（2024年）3月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市深海町字越地 1525番2地先から 同所 1504番1地先まで	前	5.2 ～ 6.4	165.9	単道改
			後	6.3 ～ 9.1		

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）3月5日

熊本県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年（2024年）3月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	遠原渡線	球磨郡球磨村大字渡乙 1943番1地先から 同所 1864番1地先まで	354.1	災害復旧工事

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）3月6日

熊本県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年（2024年）3月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池鹿北線	菊池市大字袈裟尾 498番3地先から 同所 497番1地先まで	15.8	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)3月5日

熊本県告示第262号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年(2024年)3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 嘉島町
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画下水道事業 嘉島公共下水道
- 3 事業施行期間 平成14年(2002年)7月1日から令和12年(2030年)3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分

平成14年熊本県告示第481号、平成15年熊本県告示第597号、平成19年熊本県告示第885号、平成21年熊本県告示第276号、平成27年熊本県告示第227号、平成29年熊本県告示第423号、令和3年熊本県告示第302号の事業地に大字井寺字野園、字坪取、字浮嶋、字富屋敷、字中清水及び字蔵本を加え、大字井寺字梶山、字向平、字古賀鷲、字山ノ上、字登り立、字上宦塚及び字遠見塚並びに大字下六嘉字牧地内において事業地を変更する。

熊本県告示第263号

熊本県漁港管理条例(昭和37年熊本県条例第17号)第20条第1項の規定により樋合漁港漁港利用調整施設の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年(2024年)3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
樋合漁港漁港利用調整施設	上天草市松島町合津 7500番地	フィッシャリーナ天 草株式会社 代表取締役 堀江隆 臣	令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで

熊本県告示第264号

熊本県漁港管理条例(昭和37年熊本県条例第17号)第20条第1項の規定により牛深漁港漁港浄化施設の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年(2024年)3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
牛深漁港漁港浄化施設	熊本市東区健軍一丁 目38番1号	九州テクニカルメン テナンス株式会社 代表取締役 酒井喜	令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで

	代司	029年) 3月3 1日まで
--	----	-------------------

熊本県告示第265号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
G a l l e r y S o i 200 玉名市高瀬200	株式会社MOB 鹿児島県始良市増田43 0番地1 肥田 周也	就労継続支援A型	令和6年（2024年）3月1日

熊本県告示第266号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
みらいそう 宇城市松橋町曲野349 5番地1	未来創株式会社 熊本市中央区琴平二丁目 8番36号 橋本 忠昌	就労継続支援A型	令和6年（2024年）3月1日

公 告

熊本県公告第137号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により同条第1項の生産事業者として次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和6年（2024年）3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
熊本県阿蘇 第943号	奈須 隆昭 熊本県阿蘇市小里137- 17	種穂の採取、幼苗 の育成、幼苗以外 の苗木の育成	株式会社 豊誠産業 熊本県阿蘇市小里137- 17
熊本県阿蘇 第944号	奈須 ゆき 熊本県阿蘇市小里137- 17	種穂の採取、幼苗 の育成、幼苗以外 の苗木の育成	株式会社 豊誠産業 熊本県阿蘇市小里137- 17

熊本県公告第138号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により菊陽町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（基準点測量）	令和6年（2024年）	菊池郡菊陽町大字原水地

	2月26日から 令和6年(2024年) 3月31日まで	内
--	-----------------------------------	---

登載依頼

熊本県観光審議会公告第4号

令和5年度(2023年度)第4回熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。
令和6年(2024年)3月5日

熊本県観光審議会 会長 宮尾千加子

- 1 日時
令和6年(2024年)3月14日(木)10時から正午まで
- 2 場所
熊本県庁行政棟本館5階「審議会室」(熊本市中央区水前寺6丁目18番1号)
- 3 議題
次期「ようこそくまもと観光立県推進計画」の検討について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、傍聴することができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県観光審議会事務局(熊本県観光戦略部観光企画課内)
(電話096-333-2332)

熊本県公安委員会告示第1号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)の一部を次のように改正し、令和6年3月18日から施行する。

令和6年(2024年)3月5日

熊本県公安委員会委員長 宮尾千加子

1の表熊本北合志警察署須屋交番の項の次に次のように加える。

植木温泉 駐在所	熊本市 北区 植木町米塚	熊本市北区植木町伊知坊、植木町今藤、植木町大井、植木町亀甲、植木町正清、植木町田底、植木町豊田、植木町平井、植木町舟島、植木町宮原、植木町米塚
-------------	--------------------	---

1の表熊本北合志警察署豊田駐在所の項及び熊本北合志警察署田底駐在所の項を削る。